

令和2年度

仕 様 書

業務名 発寒清掃工場エレベーター保守業務

札幌市環境局環境事業部  
発 寒 清 掃 工 場

## エレベーター保守業務特記仕様書

### I 業務概要

- 1 件名 発寒清掃工場エレベーター保守業務
- 2 業務場所 札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 1 番 1 号  
札幌市発寒清掃工場
- 3 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 4 業務仕様  
本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官  
房官庁営繕部平成 30 年制定)の第 7 章 搬送設備」による。

### 5 業務対象設備内容

#### (1) 管理棟用エレベーター (三菱電機株製)

- |           |  |
|-----------|--|
| ア 台数      | 1 基  |
| イ 分類      | 非常用ロープ式エレベーター<br>(交流乗用 可変電圧可変周波数制御方式)  |
| ウ 積載量     | 1, 150 kg  |
| エ 定員      | 17 人   |
| オ 昇降速度    | 60 m/分   |
| カ 停止箇所    | 7 箇所 (1～6 階、R 階)   |
| キ 制御方法    | マイコン制御   |
| ク 機械室     | 有  |
| ケ 設置年月    | 平成 4 年 11 月 (令和 2 年 2 月改修)   |
| コ 使用頻度    | 普通   |
| サ 保守契約の種別 | フルメンテナンス契約   |
| シ 付加装置    | 地震時管制運転装置付 (普通級、P 波センサー付)<br>火災時管制運転装置<br>停電時救出運転装置 (ロープ式)<br>オートアナウンス装置<br>戸開走行保護装置<br>空気清浄機 (※詳細は別紙 1・2 参照。<br>交換部品は受注者と協議のこと) |

#### (2) 炉室用エレベーター (三菱電機株製)

- |      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| ア 台数 | 1 基                                  |
| イ 分類 | 乗用ロープ式エレベーター<br>(交流乗用 可変電圧可変周波数制御方式) |

ウ 積載量	1, 000 kg
エ 定員	15人
オ 昇降速度	60 m/分
カ 停止箇所	8箇所（1～8階）
キ 制御方法	マイコン制御
ク 機械室	有
ケ 設置年月	平成4年11月
コ 使用頻度	普通
サ 保守契約の種別	POG 契約
シ 付加装置	地震時管制運転装置付（普通級）

## II 一般事項

### 1 業務関係提出図書

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

- (1) 着手届 (着手後すみやかに)
- (2) 業務計画書 (業務開始7日前まで)
- (3) 緊急対応体制図 (業務開始7日前まで)
- (4) 業務責任者選任届 (業務開始7日前まで)
- (5) 保守業務報告書 (業務終了後速やかに)
- (6) 業務完了届 (点検周期ごと速やかに)

### 2 閲覧資料

業務の実施に先立ち、次の関係資料を閲覧させる。

- (1) 点検・検査記録簿関連  
エレベーター定期検査記録
- (2) 図面類  
ア 竣工図      イ 各種施工図      ウ 機器完成図      エ 取扱説明書

### 3 業務の記録

次の管理用記録書類を整備し保管する。

- (1) 作業日誌類
- (2) 点検記録等
- (3) 施設管理担当者との打合せ記録簿

### 4 業務責任者

業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出すること。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 昇降機点検資格者書(写)
- (4) 業務経歴書
- (5) 雇用証明（保険証の写し）

### 5 業務条件

(1) 定期点検等及び保守業務

定期点検等の実施時間帯は次のとおりとする。

・平日（開庁日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）） 8：30 ～ 17：00

保守業務の実施日は、施設管理担当者と協議する。

- (2) 保守業務の結果、対象設備に受注者の責に起因する修繕及び改修が発生した場合は、これに要する経費は全て受注者の負担とし、当該修繕及び改修内容は予め施設管理担当者の承諾を得るものとする。

6 適用法令

業務関係者は、作業の実施にあたり、労働安全衛生法ほか関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

7 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は、受注者負担とする。

8 業務の検査

施設管理担当者の指示に従い次の業務検査を受ける。

(1) 業務開始前検査

引渡確認検査：業務開始前に当該設備の状況を調査し、施設管理担当者の確認を得る。

(2) 業務実施中検査

聞き取り検査：施設管理担当者の指示により随時に検査を受ける。

(3) 業務完了検査

業務完了検査：当該業務の点検後、直ちに検査を受ける。

9 駐車場の利用

施設内の駐車場は、無償で利用できる。

III 特記仕様

1 受注者の負担の範囲

受注者の負担の範囲は次による。

- (1) 点検に必要な工具、計測機器等（機器に付属しているものを除く）
- (2) フルメンテナンス保守・POG保守に係る消耗部品、材料、油脂等
- (3) 文具等の事務消耗品
- (4) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

2 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 本業務の履行において使用する商品、材料等は、極力環境に配慮した物を使用すること。
- (3) 報告書等成果品に紙を使用する場合、原則として両面印刷とし、極力古紙100%を使用するよう努めること。

### 3 その他

「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部平成30年制定)共通仕様書及び本特記仕様書に記載されていない事項において、疑義が発生した場合は施設管理担当者と協議のうえ決定する。

### 4 火気等の取扱い

- (1) 業務履行において、火気の使用を認めない。
- (2) 喫煙は、敷地内全て(車両内含む)において禁止する。

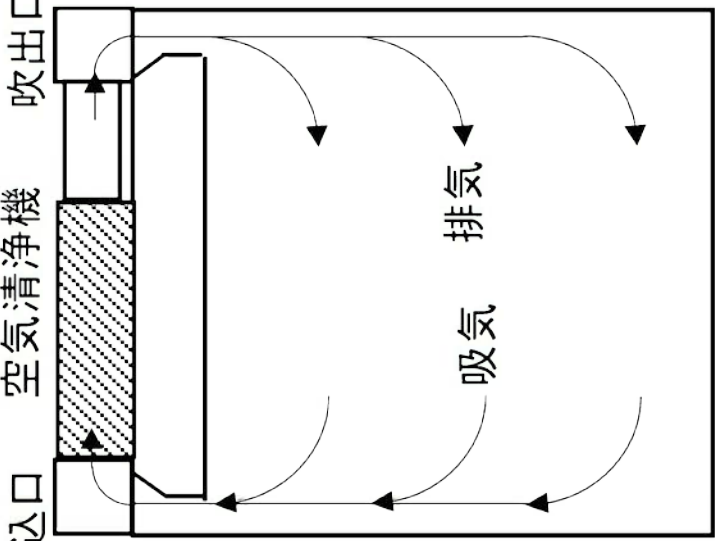
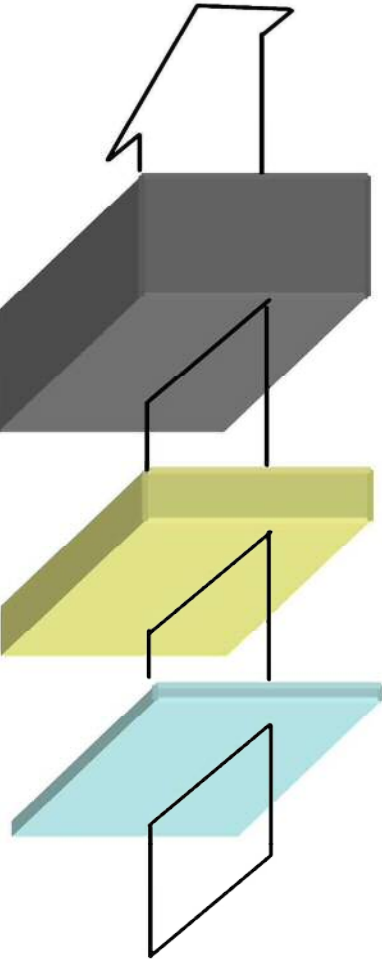
## 三菱昇降機設備 空気清浄機 点検内容

機器名	点検周期	点検内容
本体	3カ月毎	<p>○かご操作内の「空気清浄」スイッチをON/OFFし、空気清浄機能が運転/停止することを確認する。</p> <p>・空気清浄機運転中に異常音、振動がないことを確認する。</p>
ダクト	3カ月毎	<p>○ダクトの変形、亀裂の有無</p> <p>○ダクトの取付状態</p> <p>・ダクトに変形、亀裂のないことを確認する。</p> <p>・変形している場合や、穴があいている場合は、修繕する。</p>
エアフィルター	3カ月毎	<p>○エアフィルター汚損状態</p> <p>○エアフィルター取付状態</p> <p>・点検時ほこりを落とす。</p> <p>・汚れがひどい場合は洗浄する。</p>
集塵フィルター	12ヶ月毎	<p>○集塵フィルター汚損状態</p> <p>○集塵フィルター取付状態</p> <p>・汚れ、目詰まりが無いが目視にて確認する。</p> <p>・著しく汚れがある場合は、新品に交換する。</p>
触媒	12ヶ月毎	<p>○触媒汚損状態</p> <p>○触媒取付状態</p> <p>・汚れ、目詰まりが無いが目視にて確認する。</p> <p>・著しく汚れがある場合は、新品に交換する。</p>

## 三菱昇降機設備 空気清浄機 主要交換部品

機器名	交換部品品番	取替周期	納期
プレフィルター	PH4100BK	使用状況による	80日
集塵フィルター	D103-MB120E	使用状況による	80日
触媒	AKH131C 55	使用状況による	120日

※空気清浄機は、三菱電機エンジニアリング株式会社製 「MED-1A」です。

かごへの実装	主要構造
 <p>吸込口 空気清浄機 吹出口</p> <p>吸気 排気</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">プレフィルタ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">抗ウイルス 抗菌フィルタ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">触媒</div> </div>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・チリ、ホコリ</li> <li>・ペットの毛</li> <li>・花粉</li> <li>・ダニ、カビ菌</li> <li>・ウイルス</li> <li>・人体臭</li> <li>・生ごみ臭</li> <li>・ペット臭</li> <li>・タバコ臭</li> </ul> <p>カゴ内空気を吸い込み、フィルタ類を通すことで空気の浄化を図る</p>

## 第 7 章 搬送設備

### 第 1 節 一般事項

#### 7.1.1 適用

本章は、建築物等の搬送設備の点検・保守に関する業務に適用する。

#### 7.1.2 用語の定義

本章において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「POG (Parts・Oil・Grease の略) 契約」とは、定期的な保守（機器・装置の清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うこと）及び定期的な点検（機器・装置の損傷、変形、摩耗、腐食発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かの判断を行うこと）のみを行い、劣化した部品の取替えや修理等を含まない契約方式をいう。
- (2) 「フルメンテナンス契約」とは、POG 契約の内容に加え、点検結果に基づく合理的な判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を含む契約方式をいう。
- (3) 「遠隔監視」とは、保守会社の監視センター等が、通信回線等を利用してエレベーターの異常や不具合の有無を常時監視することをいう。また、万一エレベーター内に人が閉じ込められた場合に、インターホン等により当該監視センターと通話できることも含む。
- (4) 「遠隔点検」とは、「遠隔監視」に加え、保守会社の監視センター等が、正常なエレベーター運転のために必要とされる箇所を対象に、通信回線等を利用してエレベーターの運行状態や各機器の動作状況の正常・異常を点検することをいう。
- (5) 「マイコン制御」のエレベーターとは、運行制御等にマイクロコンピューターを使用しているものをいう。
- (6) 「リレー制御」のエレベーターとは、「マイコン制御」のエレベーター以外のものをいう。
- (7) 「高稼働」のエレベーターとは、当該エレベーターの起動回数が 24,000 回／月以上、又は、走行時間が 100 h／月以上のいずれかの場合をいう。

### 第 2 節 エレベーター

#### 7.2.1 適用

(a) 本節の仕様に含まれる業務

- (1) 労働安全衛生法第 45 条第 1 項に基づく月次の定期自主検査及び人事院規則 10-4 第 32 条第 1 項に基づく定期検査
- (2) 建築基準法第 8 条、官公法第 11 条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成 28 年 2 月 19 日国土交通省公表）に基づく定期的な保守及び点検

(b) 本節の仕様に含まれない業務



- (1) 労働安全衛生法第 45 条第 1 項に基づく年次の定期自主検査、労働安全衛生法第 41 条第 2 項に基づく性能検査及び人事院規則第 32 条第 1 項に基づく性能検査
- (2) 建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期検査及び建築基準法第 12 条第 4 項に基づく定期点検
- (c) 本節の仕様に含まれない業務を特記により行う場合、申請料の負担及びテストウェイトの手配は、特記による。また、(b) (1) による登録性能検査機関等の性能検査に、施設管理担当者は立ち会うものとする。
- (d) 本節の仕様に含まれない業務を特記により行う場合の実施時期は、(a) 本節の仕様に含まれる業務と同日としても良い。

表 7.2.1 エレベーターの法定検査等一覧

所有者の種別と適用法令		積載量が 1 トン未満の エレベーター	積載量が 1 トン以上の エレベーター
国	人事院規則が適用されるもの	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検	人事院規則 10-4 第 32 条第 1 項の性能検査 建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検
	上記以外のもの	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検

- (e) 本節は、次のエレベーターには適用しない。
  - (1) エレベーターの種類
    - ベースメントタイプエレベーター、サイドマシンタイプエレベーター、斜行エレベーター、パンタグラフ式エレベーター、ホームエレベーター、段差解消機、いす式階段昇降機
  - (2) 特殊用途
    - 防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊なエレベーター
  - (3) 特殊環境
    - 高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置されたエレベーター

#### 7.2.2 修理、取替え、交換等

- (a) 修理、取替え、交換等の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 修理、取替え及び交換等の範囲は、エレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。
  - (2) 発注者及び使用者による不注意、不適当な使用及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理、取替え、交換等は除く。
  - (3) 表 7.2.5 から表 7.2.8 の備考欄に※印を記した修理等は除く。
- (b) 修理、取替え及び交換等を行う項目は、表 7.2.2 による。ただし、保守契約の種別に

係ならず、次の事項は除く。

- ①表 7.2.2 の項目以外の修理、取替え及び交換等
  - ②巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え
  - ③電動機の一式取替え、フレーム取替え
  - ④制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
  - ⑤油圧式エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジヤー及びシリンダー取替え
  - ⑥意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場の戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え
  - ⑦遮煙構造の部材取替え
- (c) (a)及び(b)の該当項目に係る修理、取替え及び交換等に伴う費用は受注者が負担する。
- (d) 受注者は、エレベーターの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。
- (e) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。

表 7.2.2 修理、取替え及び交換等の範囲

区分	修理の対象 (装置名)	修理又は取替え項目	エレベーターの仕様		保守契約の種別		
			ロープ式	油圧式	フルメンテナンス契約	POG 契約	
機械室	制御盤・受電盤	バッテリー取替え	○	○	○		
		リレー取替え	○	○	○		
		コンデンサー類取替え	○	○	○		
		電磁接触器接点(リード線含む)取替え	○	○	○		
		ヒューズ交換	○	○	○	○	
		半導体、プリント基板取替え	○	○	○		
		インバータ、コンバータ取替え	○	○	○		
		抵抗管取替え	○	○	○		
		整流器取替え	○	○	○		
		変圧器取替え	○	○	○		
		定電圧電源装置取替え	○	○	○		
		NFブレーカ取替え	○	○	○		
		電動機	電動機巻線絶縁処理	○	○	○	
			各軸受ベアリング取替え	○	○	○	
	エンコーダ取替え		○	○	○		
	回転機カーボンブラシ交換		○		○		
	軸受グリスアップ		○	○	○	○	
	巻上機	ギヤ歯当り調整	○		○		
		ギヤ取替え	○		○		
		各軸受ベアリング取替え	○		○		
		綱車溝修正及び取替え	○		○		
		ギヤ油取替え	○		○		
		補充用ギヤ油	○		○	○	
		オイルシール取替え	○		○		
		軸受グリスアップ	○		○	○	
		防振ゴム取替え	○		○		
	階床選択機(注)	稼動・固定接触子取替え	○		○		
		移動ケーブル取替え	○		○		

		歯車ユニット取替え	○		○		
		かご連結スチールテープ (チェーン) 取替え	○		○		
		マグネットコイル取替え	○		○		
		先行モータ取替え	○		○		
電磁ブレーキ	電磁ブレーキ	ブレーキシュー(ライニング)取替え	○		○		
		ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替え	○		○		
		マグネットコイル取替え	○		○		
		ブレーキランジャー・コア・ガイド取替え	○		○		
		軸・軸受取替え	○		○		
		ブレーキスイッチ取替え	○		○		
		ブレーキアーム取替え	○		○		
		調速機	軸受ベアリング取替え	○	○	○	
	軸受グリスアップ		○	○	○	○	
	調速機本体取替え		○	○	○		
	スイッチ取替え		○	○	○		
	油圧機器	油圧機器	ポンプ修理		○	○	
			バルブ取替え		○	○	
			電磁コイル取替え		○	○	
ユニットOリング取替え				○	○		
ストレーナ取替え				○	○		
パッキン取替え				○	○		
高圧ゴムホース取替え (注)				○	○		
作動油取替え				○	○		
補充用作動油				○	○	○	
作動油冷却装置取替え (注)				○	○		
配管継ぎ手ラバーリング取替え				○	○		
駆動ベルト取替え				○	○		
かご上			外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替え	○	○	○
	停電灯装置	停電灯バッテリー取替え	○	○	○		
		停電灯ランプ交換	○	○	○	○	
	操作盤	操作盤スイッチ類取替え	○	○	○		
		操作盤ランプ交換	○	○	○	○	
	階床表示	階床表示ランプ交換	○	○	○	○	
	かご戸	ドアハンガー・ローラ取替え	○	○	○		
		連結ロープ・チェーン取替え	○	○	○		
		ドアレール取替え	○	○	○		
		乗場戸との連結装置取替え	○	○	○		
		ドアシュー取替え	○	○	○		
	換気扇	換気ファンの取替え	○	○	○		
	戸閉め安全装置 (セーフティシュー)	アーム (レバー) 取替え	○	○	○		
		ケーブル取替え	○	○	○		
		スイッチ取替え	○	○	○		
		マグネット取替え	○	○	○		
	光電装置 (注)	受光部・投光部取替え	○	○	○		
		ユニット取替え	○	○	○		
	照明	イルミネーションランプ取替え	○	○	○		
		かご内照明ランプ交換	○	○	○	○	
	かご枠	防振ゴム取替え	○	○	○		
	はかり装置	スイッチ取替え	○	○	○		
		はかり装置取替え	○	○	○		
	かご上	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子取替え	○	○	○	
			軸受 (ベアリング) 取替え	○	○	○	

		エンコーダ取替え	○	○	○	
		駆動ベルト・チェーン取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
		歯車ユニット取替え	○	○	○	
		ギヤオイル取替え	○	○	○	
		補充用ギヤ油	○	○	○	○
	かご上機器	ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○	
		位置検出・着床装置取替え	○	○	○	
		かご上照明ランプ交換	○	○	○	○
		給油器取替え	○	○	○	
		給油器補充用油	○	○	○	○
	つり合いおもり	ガイドシュー・ローラ取替え	○		○	
給油器取替え		○		○		
給油器補充用油		○		○	○	
乗場	乗場の戸	ハンガーローラ取替え	○	○	○	
		ドアレール取替え	○	○	○	
		連結ロープ・チェーン取替え	○	○	○	
		ドアインターロックスイッチ取替え	○	○	○	
		ドアクローザー取替え	○	○	○	
		かご戸との連結装置取替え	○	○	○	
	乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替え	○	○	○	
		押ボタンランプ交換	○	○	○	○
	階床表示	階床表示ランプ交換	○	○	○	○
	昇降路・ピット	かご・おもり吊り車 (注)	かご吊り車ベアリング取替え	○	○	○
おもり吊り車ベアリング取替え			○		○	
綱車取替え			○	○	○	
軸受グリスアップ			○	○	○	○
主ロープ		主ロープ切り詰め	○	○	○	
		主ロープ取替え	○	○	○	
調速機ロープ		調速機ロープ切詰め	○	○	○	
		調速機ロープ取替え	○	○	○	
つり合いロープ・鎖 (注)		つり合いロープ (鎖) 切詰め	○		○	
		つり合いロープ (鎖) 取替え	○		○	
非常止め装置ロープ (注)		非常止め装置ロープ取替え	○		○	
移動ケーブル		移動ケーブル取替え	○	○	○	
昇降路・ピット内機器		エンコーダ取替え	○	○	○	
		リミットスイッチ取替え	○	○	○	
調速機 (注)		軸受ベアリング取替え	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
		調速機本体取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
テンションプーリ		軸受テンションプーリベアリング取替え (注)	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
ブランジャー・シリンダー		グランド部ダストシール取替え		○	○	
		グランド部パッキン取替え		○	○	
	ブランジャープーリベアリング取替え (注)		○	○		
	軸受グリスアップ (注)		○	○	○	
かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○		
	かご下プーリベアリング取替え (注)	○	○	○		
	軸受グリスアップ (注)	○	○	○	○	
緩衝器	油入り緩衝器油取替え (注)	○		○		

		油入り緩衝器油補充 (注)	○		○	
		ピット点検用照明ランプ交換	○	○	○	○
	戸開走行保護装置		△	△	△	△
付 加 装 置 (注)	イ 地震時管制運転装置	感知器取替え	△	△	△	
	ロ 火災時管制運転装置	リレー取替え	△	△	△	
	ハ 自家発時管制運転装置	リレー取替え	△	△	△	
	ニ 停電時救出運転装置	リレー取替え	△	△	△	
		バッテリー取替え	△	△	△	
	ホ オートアナウンス装置	本体取替え	△	△	△	
		バッテリー取替え	△	△	△	
	ヘ 監視盤	表示ランプ交換	△	△	△	△
	ト 群管理(マイコン制御)	半導体、プリント基板取替え	△	△	△	
	チ 遠隔監視装置 (故障自動通報システム)	本体取替え	△	△	△	
		バッテリー取替え	△	△	△	
	リ マルチビームドアセーフティ	本体取替え	△	△	△	
	ヌ 超音波ドアセーフティ	本体取替え	△	△	△	
	ル かご内防犯カメラ	カメラ本体取替え	△	△		
		録画装置取替え	△	△		
ヲ かご内クーラー	フィルター取替え	△	△			
	冷媒補充、取替え	△	△			

(注) ○は修理、取替え及び交換等を行う項目。△は特記により実施する項目。

### 7.2.3 故障時等の対応

受注者は、24 時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。

受注者は、故障、災害等により、エレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、施設管理担当者等からの連絡を受け、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努める。

出動依頼から受注者が到着するまでの目標時間について、受注者の定めがある場合は、これによる。

### 7.2.4 点検共通事項

(a) エレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.4(a)による。

表 7.2.4(a) エレベーターの種類と作業項目及び作業内容

エレベーターの種類	作業項目及び作業内容
ロープ式エレベーター (マイコン制御)	表 7.2.5
機械室なしエレベーター	表 7.2.6
油圧式エレベーター	表 7.2.8

なお、ロープ式エレベーター (リレー制御) の場合は、特記による。

(b) 建築基準法に規定する非常用エレベーターに該当する場合は、表 7.2.5 又は 7.2.6 に加え、表 7.2.7 を適用する。

(c) 表 7.2.5 から表 7.2.8 までの点検周期は、現地で直接、専門技術者が点検する場合を示す。

(d) 付加装置を設ける場合は、特記による。

(e) 遠隔監視に加え遠隔点検を適用する場合は、特記による。（通信費用も特記による。）

なお、遠隔点検を設ける場合の遠隔点検内容は、表 7.2.4(b)による。

表 7.2.4(b) 遠隔点検内容

性能点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起動状態</li> <li>・ 加速走行状態</li> <li>・ 定常走行状態</li> <li>・ 減速走行状態</li> <li>・ 着床状態</li> </ul>
各機器の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械室又は制御盤の温度</li> <li>・ 制御機器の状態</li> <li>・ かご内の行先階ボタンの状態</li> <li>・ インターホンの状態</li> <li>・ ドアの開閉状態</li> <li>・ 乗場ボタンの状態</li> <li>・ ドアスイッチの状態</li> <li>・ 電磁ブレーキの異常の有無</li> </ul>
利用状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かごの走行距離、走行時間又は起動回数</li> <li>・ ドアの開閉回数</li> </ul>

7.2.5 ロープ式エレベーター（マイコン制御）

(a) ロープ式エレベーター（マイコン制御）の作業項目及び作業内容は、表 7.2.5 による。

(b) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。なお、適用は表単位で同一の周期とする。

(1) 周期 A：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。

(2) 周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

(c) 備考欄の( )内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の点検周期を示し、適用は特記による。

(1) (高稼働)：高稼働運転を行うエレベーター

(2) (人事院)：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター（(b) (1)に加えて適用する）

表 7.2.5 ロープ式エレベーター（マイコン制御）

作業項目	作業内容	周期 A	周期 B	備考
1. 機械室				
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことの確認	1 M	3 M	
	② 出入口扉の施錠の良否の確認	1 M	3 M	
b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は	1 M	3 M	

	保全の実施上支障のないことの確認			
	② 室内又は制御盤内の温度の良否の点検	1 M	3 M	
	③ 手巻きハンドルの設置の有無の点検	1 M	3 M	
	④ エレベーターに係る設備以外のものの有無の確認	3 M	3 M	
c. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路                      ・制御回路 ・信号回路                              ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	6 M	6 M	
d. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無の点検	1 M	3 M	
	② 歯当りの良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
e. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無の点検	1 M	3 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否の点検	6 M	6 M	
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否の確認	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
f. そらせ車	⑥ 制動力をチェックし、その良否の点検	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
g. 電動機	② 回転状態の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. かが側調速機	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)

i. つり合いおも り側调速機	の実施			
	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
j. 機器の耐震対策	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
	地震その他の振動による移動、転倒及び主要外れ防止装置の良否の点検	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
k. 主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
l. かご速度検出器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
m. 昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことの確認	1 Y	1 Y	
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび、腐食による劣化の有無の点検	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否の点検	1 M	3 M	
	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無の点検	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否の点検	1 M	3 M	
	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	—	3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	
	② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無の点検	1 M	3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② ルーバーの汚れの有無の点検	1 M	3 M	



n. 停止スイッチ	作動の良否の点検	1 M	3 M	※表示が適用でない場合の交換
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否の点検	1 M	3 M	
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることの確認	1 Y	1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
r. かがし床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかがしの床先との水平距離及びかがし床先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
s. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤（車いす兼用の場合に限る）	① 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
v. 鏡及び手すり（車いす兼用の場合に限る）	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理
w. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることの確認	1 M	3 M	
3. かがしの周囲・昇降路				
a. かがしの上部の外観	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かがし外部からの開閉の良否の点検	6 M	6 M	
	② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することの確認	6 M	6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検	1 M	3 M	
	② 開閉機構の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態の点検	1 Y	1 Y	
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態の点検	1 Y	1 Y	
d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
e. かがし上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
f. かがしつり車及びおもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及びき裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	

g. ガイドシュー 又はローラー ガイド	の実施 取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
h. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無の点検 ② 破断の有無の点検 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無の点検 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	(人事院：1 M)
i. ガイドレール 及びブラケット	① 取付け状態の良否の点検 ② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 M 1 Y	6 M 1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないこと	1 Y	1 Y	
k. つり合いおもり	取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
l. つり合いおもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検 ② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検 ② 作動の良否の点検	6 M 6 M	6 M 6 M	(人事院：1 M) (人事院：1 M)
n. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
o. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
p. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態の点検 ② 油量の適否の点検	6 M 6 M	6 M 6 M	
r. 終端階強制減速装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
s. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否の点検 ② エレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	1 Y 6 M	1 Y 6 M	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検 ② 取付け状態の良否の点検	1 M 1 M	3 M 3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	6 M	

	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	1 M	3 M	
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のもの有無の点検	6 M	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 非常止めロープ	さび、振戻り、変形及、劣化の有無並びに巻取りの良否の点検	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② スプリング又はプランジャーのさびの有無の点検	6 M	6 M	
	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否の点検	1 Y	1 Y	
f. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無の確認	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
	② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
i. つり合いロープ(鎖)及び取	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	

付部				
j. つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることの確認	1 Y	1 Y	
k. タイダウンセーフティ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
1. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
6. 戸開走行保護装置	戸開走行保護装置 (UCMP) の点検	1 Y	1 Y	
7. 付加装置				
イ. 地震時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ロ. 火災時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ハ. 自家発時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ニ. 停電時救出運転装置	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② バッテリー液に不足がないことの確認	3 M	3 M	
ホ. オートアナウンス装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
ヘ. 監視盤	① 表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	
	② スイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 連絡装置の呼出し及び通話機能に異常がないことの確認	1 M	3 M	
ト. 群管理				
(1). 運行状態	作動の良否の点検	1 M	1 Y	
(2). 制御盤及び信号盤	作動の良否の点検	1 M	3 M	
チ. 遠隔監視装置 (故障自動通報システム)	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
8. その他の付加装置				
a. ピット冠水時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
b. 閉じ込め時リスタート運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 長尺物振れ管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
d. 緊急地震速報連動運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
e. 自動診断復旧運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. マルチビームドアセーフティ	作動の良否の点検	1 M	3 M	
g. 超音波ドアセーフティ	作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 乗場戸遮煙構造	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 遮煙構造の機能の確認	1 Y	1 Y	

i. かが内防犯カメラ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
j. かが内クーラー	作動の良否の点検	1 Y	1 Y

7.2.6 機械室なしエレベーター

(a) 機械室なしエレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.6 による。

(b) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。

(1) 周期 A：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。

(2) 周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

(c) 備考欄の( )内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の点検周期を示し、適用は特記による。

(1) (高稼働)と表記：高稼働運転を行うエレベーター

(2) (人事院)と表記：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター

(b) (1)に加えて適用する)

表 7.2.6 機械室なしエレベーター

作業項目	作業内容	周期 A	周期 B	備考
1. 機器類				
a. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否の点検 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路 ④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検 ⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検 ⑥ 制御盤内の清掃 ⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	1 M 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y	
b. 制御盤カバースイッチ	スイッチの作動の良否の点検	1 M	3 M	(高稼働：3M)
c. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無の点検 ② 歯当りの良否の点検 ③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検 ④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 M 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y	
d. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無の点検 ② ブレーキシュー、アーム及びブランジャーの作動の良否の点検 ③ ブランジャーストロークを点検し、その良否の確認 ④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検	1 M 6 M 6 M 6 M	3 M 6 M 6 M 6 M	(高稼働：3M) (高稼働：3M)

e. 電動機	⑤ ブレーキライニング摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否の点検	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否の点検	1 M	3 M	
f. かご側調速機	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
g. つり合いおもり側調速機	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
h. 機器の耐震対策	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
i. かご速度検出器	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否の点検	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
2. かご	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
b. かご室の周壁・天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無の点検	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否の点検	1 M	3 M	
	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	

i. かご操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無の点検	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否の点検	1 M	3 M	
	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	—	3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	
	② 照明カバーの取付け状態の良否、汚れの有無の点検	1 M	3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② ルーバーの汚れの有無の点検	1 M	3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否の点検	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否の点検	1 M	3 M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることの確認	1 Y	1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
s. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤（車いす兼用の場合に限る）	① 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
v. 鏡及び手すり（車いす兼用の場合に限る）	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理
w. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることの確認	1 M	3 M	
3. かごの周囲及び昇降路				
a. かごの上部の外観	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否の点検	6 M	6 M	
	② 救出ロスイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することの確認	6 M	6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検	1 M	3 M	
	② 開閉機構の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態の点検	1 Y	1 Y	

d. かご上安全スイッチ及び運転装置	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態の点検 作動の良否の点検	1 Y 6 M	1 Y 6 M	
e. おもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
f. ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
g. 主索及び调速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 破断の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	6 M	6 M	
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ガイドレール及びブラケット	① 取付け状態の良否の点検	1 M	6 M	
	② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発生し、かつ、戸が閉まらないことの確認	1 Y	1 Y	
k. つり合いおもり	取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
l. つり合いおもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
n. 頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
o. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
p. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
q. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y	1 Y	
r. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
s. 給油器	① 給油機能の状態の点検	6 M	6 M	
	② 油量の適否の点検	6 M	6 M	
t. 終端階強制減	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	



速装置				
u. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置など	作動の良否の点検	1 M	3 M	
k. ブレーキ開放装置	機能の良否の点検	1 Y	1 Y	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	1 M	3 M	
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	

e. 緩衝器	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② スプリング又はプランジャーのさびの有無の点検	6 M	6 M	
	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否の点検	1 Y	1 Y	
f. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビット床面との隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
	② 取付け状態の良否及び損傷、劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
i. 底部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
j. かご下降防止装置	機能の良否の点検	1 Y	1 Y	
k. ビット冠水スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
l. つり合いロープ(鎖)及び取付部	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
m. つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることの確認	1 Y	1 Y	
n. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
6. 戸開走行保護装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」6. 戸開走行保護装置の当該事項による。			
7. 付加装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」7. 付加装置の当該事項による。			
8. その他の付加装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」8. その他の付加装置の当該事項による。			

7.2.7 非常用エレベーター

非常用エレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.5 又は表 7.2.6 に加え、表 7.2.7 による。

表 7.2.7 非常用エレベーター

作業項目	作業内容	周期	備考
1. かが呼戻装置	非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受けないことの確認	1 Y	
2. 一次・消防運転	非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受けないことの確認	1 Y	
3. 非常標識・表示灯	表示及び点灯の良否の点検	1 Y	
4. 予備電源	異常の有無の点検	1 Y	
5. かが上の電気設備	① かが上の電気設備の水除けカバー、水抜孔等の取付けの良否の点検	1 Y	※水がある場合の除去
	② 電線管、ボックス等の内部の水の有無の点検	1 Y	※水がある場合の除去
6. ピット			
a. ピット内のスイッチ類	最下階床面以下に設けられているスイッチ類が、消防運転時に確実に切り離されることの確認	1 Y	
b. 環境状態	ピット内には、水に浮くものがないことの確認	3 M	
7. 中央監視室			
a. 中央監視盤	スイッチ作動及び表示灯の点灯の良否の点検	1 Y	
b. 中央監視室との連絡装置	呼出し及び通話機能に異常がないことの確認	3 M	

7.2.8 油圧式エレベーター

(a) 油圧式エレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.8 による。

(b) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。

(1) 周期 A：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。

(2) 周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

(c) 備考欄の( )内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の点検周期を示し、適用は特記による。

(1) (高稼働)と表記：高稼働運転を行うエレベーター

(2) (人事院)と表記：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター

((b) (1)に加えて適用する)

表 7.2.8 油圧式エレベーター

作業項目	作業内容	周期 A	周期 B	備考
1. 機械室				
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことの確認	1 M	3 M	
	② 出入口扉の施錠の良否の確認	1 M	3 M	

b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことの確認	1 M	3 M	
	② 室内又は制御盤内の温度の良否の点検	1 M	3 M	
	③ エレベーターに係る設備以外のものの有無の確認	3 M	3 M	
c. 消火器等	① 出入口付近に消火器又は消火砂が設けられていることの確認	1 Y	1 Y	
	② 火気厳禁の表示の有無の確認	1 Y	1 Y	※表示が適当でない場合は交換
d. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路                      ・制御回路 ・信号回路                              ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	6 M	(高稼働：3M)
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	6 M	6 M	
e. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ及びパイロットゼネレータの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
f. パワーユニット	① 圧力計の指示値が正常であることの確認	1 M	3 M	
	② ポンプの油漏れ及び異常音、異常振動等の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 駆動ベルトの張力の良否の点検	6 M	6 M	
	④ 油圧タンク油量の適否及び油漏れの有無の点検	3 M	3 M	
	⑤ 油圧タンク内油の汚れの有無及び油温の適否の点検	1 Y	1 Y	※汚れが著しい場合の油交換
	⑥ 油圧タンクの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑦ 安全弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑧ 逆止弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 手動下降弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑩ 油フィルターの汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑪ 電磁バルブの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑫ オイルクーラー用冷却ファンの回転状態及び冷却効果の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	⑬ 水冷クーラー用冷却水量の適否の点検	1 Y	1 Y	
	⑭ 油圧流量コントロールモーターの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑮ 油圧流量コントロール装置カムスイッチ接点の磨耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
g. 圧力配管	① 油漏れの有無及び継手部の接続の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 圧力配管の固定状態の点検	1 Y	1 Y	

h. 高圧ゴムホース	油漏れの有無及び継手部の接続の良否の点検	3 M	3 M	
i. 空転防止装置	規定の時間内に確実に作動することの確認	1 Y	1 Y	
j. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否の点検	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無の点検	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否の点検	1 M	3 M	
	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無の点検	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否の点検	1 M	3 M	
	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	—	3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	
	② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無の点検	1 M	3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② ルーバーの汚れの有無の点検	1 M	3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否の点検	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否の点検	1 M	3 M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることの確認	1 Y	1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用の	1 Y	1 Y	

距離	エレベーターに限る)との水平距離が規定値内にあることの確認			
s. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
t. 専用操作盤 (車いす兼用の場合に限る)	① 取付け状態の良否の点検 ② 作動の良否の点検	1 M 1 M	3 M 3 M	
u. 鏡及び手すり (車いす兼用の場合に限る)	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理
v. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることの確認	1 M	3 M	
w. ドアゾーン行き過ぎ制限装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
3. かごの周囲・昇降路				
a. かごの上部の外観	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否の点検 ② 救出ロスイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することの確認	6 M 6 M	6 M 6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検 ② 開閉機構の取付け状態の良否の点検 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無の点検 ⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無の点検 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施 ⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態の点検 ⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検 ⑨ 制御抵抗管の状態の点検	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
e. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
f. ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
g. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無の点検 ② 破断の有無の点検 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無の点検 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	(人事院：1 M)
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ガイドレール及びブラケット	① 取付け状態の良否の点検 ② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 M 1 Y	6 M 1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発生し、かつ、戸が閉まらないことの確認	1 Y	1 Y	

k. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
l. 頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
m. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
n. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
o. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y	1 Y	
p. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態の点検	6 M	6 M	
	② 油量の適否の点検	6 M	6 M	
r. 油圧シリンダー及びプランジャー (間接式に限る)	① 取付けの良否並びに油漏れ、さび、損傷等の劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
s. プランジャー離脱防止装置 (間接式に限る)	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② かごを最上階より微速で上昇させ、プランジャーが離脱防止装置で停止したとき、頂部すき間が規定値以上であることの確認	1 Y	1 Y	
	③ プランジャーリミットスイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
t. プランジャー頂部綱車 (間接式に限る)	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
u. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※エレベーターに係る設備以外のものが有る場合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	

c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置など	作動の良否の点検	1 M	3 M	
5. ビット				
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	1 M	3 M	
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② スプリングのさびの有無の点検	6 M	6 M	
f. かごと緩衝器との距離	かごが最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、基準内であることの確認	1 Y	1 Y	
g. 油圧シリンダー（直接式に限る）	① 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
h. 油圧シリンダー下綱車（間接式に限る）	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
i. 油戻し装置	① 油漏れの有無及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② 油フィルターの汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	



j. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
k. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
	④ 間接式の場合は、エンコーダの回転状態の異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 間接式の場合は、各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
l. かご速度検出器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
m. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
	② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
n. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
o. 底部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
p. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
6. 付加装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」7. 付加装置の当該事項による。			

### 第3節 エスカレーター

#### 7.3.1 適用

##### (a) 本節の仕様に含まれる業務

建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日国土交通省）に基づく定期的な保守及び点検。

##### (b) 本節の仕様に含まれない業務

建築基準法第12条第3項に基づく定期検査及び建築基準法第12条第4項に基づく定期点検。

これらの検査等が必要な場合は、当該法令に定めるところにより、特記により実施する。

##### (c) 本節は、次のエスカレーターには適用しない。

###### (1) エスカレーターの種類

車いす使用者用(車いす用ステップ付き)エスカレーター、螺旋形エスカレーター、中間部水平部付エスカレーター、動く歩道(ベルト式)等、構造上特殊なエスカレーター

###### (2) 特殊用途